

樹木採取者公募の公示

令和8年2月4日
筑後川河川事務所長 塚原 隆夫

次のとおり、筑後川河川事務所(大詫間地先)公募型樹木採取に係る採取者を募集します。

1. 公募名称

筑後川河川事務所管内(大詫間地先)河川区域内樹木採取

2. 公募内容

伐採木の採取

※河川区域内の樹木や上流から流れてきた流木（以下「伐採木等」という。）を当事務所発注工事施工で集積したものを、公募により希望者に無償で提供することにより、処分費用の縮減と伐採木等の有効利用を図っていくものです。

※今回提供するチップを発電に使用する場合は、FIT制度における「一般木質バイオマス」として利用できるよう、他の価格区分のバイオマスと適切に分別管理されたことを証明する証明書を発行します。

3. 採取時期

令和8年3月26日(木)から令和8年5月30日(土)まで【予定】

4. 採取場所

佐賀県佐賀市川副町大字大詫間地先（別添地図参照）

※採取期間内に別途、伐採木等が集積され搬出できる状況となった場合、採取者との協議により採取箇所が追加となる場合があります。

5. 樹木の種類

- 流木(枝、根含)

※詳細は、大川出張所にお問い合わせください。

6. 採取予定数量

- 雜木、幹・枝等 約465m³

※採取期間内に別途、伐採木等が集積され搬出できる状況となった場合、採取者との協議により採取量が追加となる場合があります。

7. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

個人・法人を問いません。

また、以下のいずれにも該当しない者であること。

- ① 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- ② 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、九州地方整備局長から指名停止等を受けている者
- ③ 公募期間中において会社更生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者

- ④ 直近1年間の税を滞納している者
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- ⑥ 欠格事項
 - 次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外する。
 - ・提出書類の必要事項に記載がない場合あるいは必要な書類が添付されていない場合
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ・期間内に必要な書類等が提出されなかった場合
 - ・提出書類への質問に対して回答が得られなかった場合
 - ・その他不正行為があったと認められる場合

8. 手続き等

① 提出書類

以下、③にて、公募説明資料を受領し、応募様式を提出期間中までに提出してください。
※郵送も可ですが、期間内に必着のこと。

② 提出期限

令和8年2月18日(水)まで
受付時間：9時～17時（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

③ 提出先・問い合わせ・公募説明資料受領先

九州地方整備局 筑後川河川事務所 管理課
〒830-8567 福岡県久留米市高野1丁目2-1
電話 0942-33-9131

9. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、採取に関する計画及び採取希望量などから総合的に評価し選定します。採取に関する計画において、伐採木等の使途をバイオマス発電に活用する者を優先した上で、伐採木等の積込・運搬を自社で実施する者を優先して選定しますが選定者の伐採木等の希望総量が予定量未満であった場合には、運搬だけ実施する者、採取者保管場所まで積込・運搬を希望する者の順で選定します。

なお、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合があります。

また、審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定します。

10. 許可手続き

- ① 採取者に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法第25条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則第13条第1項に定める申請を行っていただきます。
許可申請手続きの方法については、選定通知後打合せにて個別に説明します。
なお、採取期間内に採取者との協議により、採取箇所及び採取量が追加となった場合、河川法25条に係る変更申請を行っていただく必要があります。

【河川法第25条申請】

- ・河川占用許可申請書
- ・事業の計画概要（作業工程表含む）
- ・位置図
- ・平面図（搬出経路を明示した図面）

※申請書の提出部数は正本1部、副本1部の計2部とする。

- ② 申請書の提出期限は、令和8年3月19日(木)とする。特段の理由なく、この期間に申請を行わない場合は、採取者の決定を取り消すことがあります。

- ③ 河川法第25条の許可の際に付すことを予定している条件については、別紙一2のとおりです。
- ④ 今回の伐採木等については、河川法第32条に規定する採取料徴収の対象外です。

11. その他

- ① 手続きにおいて使用する言語は日本語に限ります。
- ② 関連情報を入手するための照会窓口は上記8.の③に同じとします。
- ③ 応募に要する費用は、応募者側の負担とします。
- ④ 提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的へ使用しません。
- ⑤ 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にします。
- ⑥ 公募型樹木採取に係る通知書に記載されている採取区画について、必ず現地の状況を確認してください。また、通知書送付後に採取量を調整させて頂く場合があります。
- ⑦ 搬出した後は清掃等を行ってください。
- ⑧ 伐採木をバイオマス発電に使用する場合は、「一般木質バイオマス」に区分されます。
- ⑨ その他の詳細は公募説明書のとおりです。

伐採木等仮置き場（大詫間地先 筑後川右岸1k200付近）



流木 仮置き状況写真 (大詫間地先)

上流側から下流側を望む



下流側から上流側を望む



流木 仮置き状況写真 (大詫間地先)

上流側から下流側を望む



上流側から下流側を望む



別紙－2

【河川法第25条の許可の際に付すことを予定している条件の内容】

- ① この許可に係る採取または運搬に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに出張所長に届け出ること。また、講すべき措置等について、出張所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- ② 次の各号に掲げる場合は、すみやかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
 - イ. 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - ロ. この許可に係る期間内に、この許可に係る採取量に満たないで採取をとりやめたとき。
 - ハ. 天災その他やむを得ない理由によって採取ができないとき。
- ③ この許可に係る採取を完了したときはすみやかに出張所長に届け出て検査を受けること。
- ④ この許可を受けた者は、この許可に係る採取又は運搬により第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- ⑤ また、採取等の作業中における事故については、許可を受けた者の責により対応すること。
- ⑥ 河川工事その他の河川の管理に属する行為により通常生ずる支障については、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- ⑦ 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- ⑧ 採取した樹木の数量（m³ 又はt）を計測し、伝票等資料を添えた集計表を提出すること。
- ⑨ 採取箇所においては、使用機材等の整理整頓に努めること。
- ⑩ 出張所長がこの許可に係る採取行為について現地履行確認を求めたときには、許可を受けた者は立ち会うものとし、計測や資料提示に協力すること。
- ⑪ 安全対策については、出張所長の指示に従うとともに、「安全管理については自己責任」であることを認識すること。